

平成 22 年 1 月 25 日
国土交通省中部地方整備局
木曾川下流河川事務所

お 知 ら せ

1. 件 名 長良川左岸（桑名市長島町下坂手地先）における簡易代執行の手続きに着手します。

2. 概 要 長良川左岸 9.4k 付近（桑名市長島町大字下坂手地先）において、所有者不明の不法係留船舶 38 隻に対し、平成 22 年 1 月 25 日に河川法第 75 条第 3 項に基づく監督処分（簡易代執行）を行う旨の公告を行いました。簡易代執行の実施については 3 月上旬を予定しています。

公告は、現地、木曾川下流河川事務所、同事務所長島出張所及び桑名市長島町総合支所産業課において実施しています。

下坂手地先では不法係留状態が長く続いており、撤去看板の設置等による指導を続けてきましたが、是正されない状況の中、平成 21 年 10 月 8 日の台風 18 号により転覆、沈没の被害もあり、河川管理上の支障が大きくこれ以上放置できないため、強制撤去を実施するものです。

なお、所有者の判明している船舶 44 隻については、同日付で河川法第 77 条第 1 項に基づき指示書を交付し、引き続き自主撤去に向けた指導を強化しております。

3. 配付資料

- (1) 位置図
- (2) 現況図
- (3) 現況写真
- (4) 公告文(例)
- (5) 根拠法令

4. 解 禁 指定なし

5. 配 布 先 桑名記者クラブ、津島記者クラブ、大垣記者クラブ、

6. 問合せ先 国土交通省中部地方整備局 木曾川下流河川事務所

占用調整課長 山田 裕代
占用調整指導官 田中 勝博
TEL 0594-24-5718

位置図



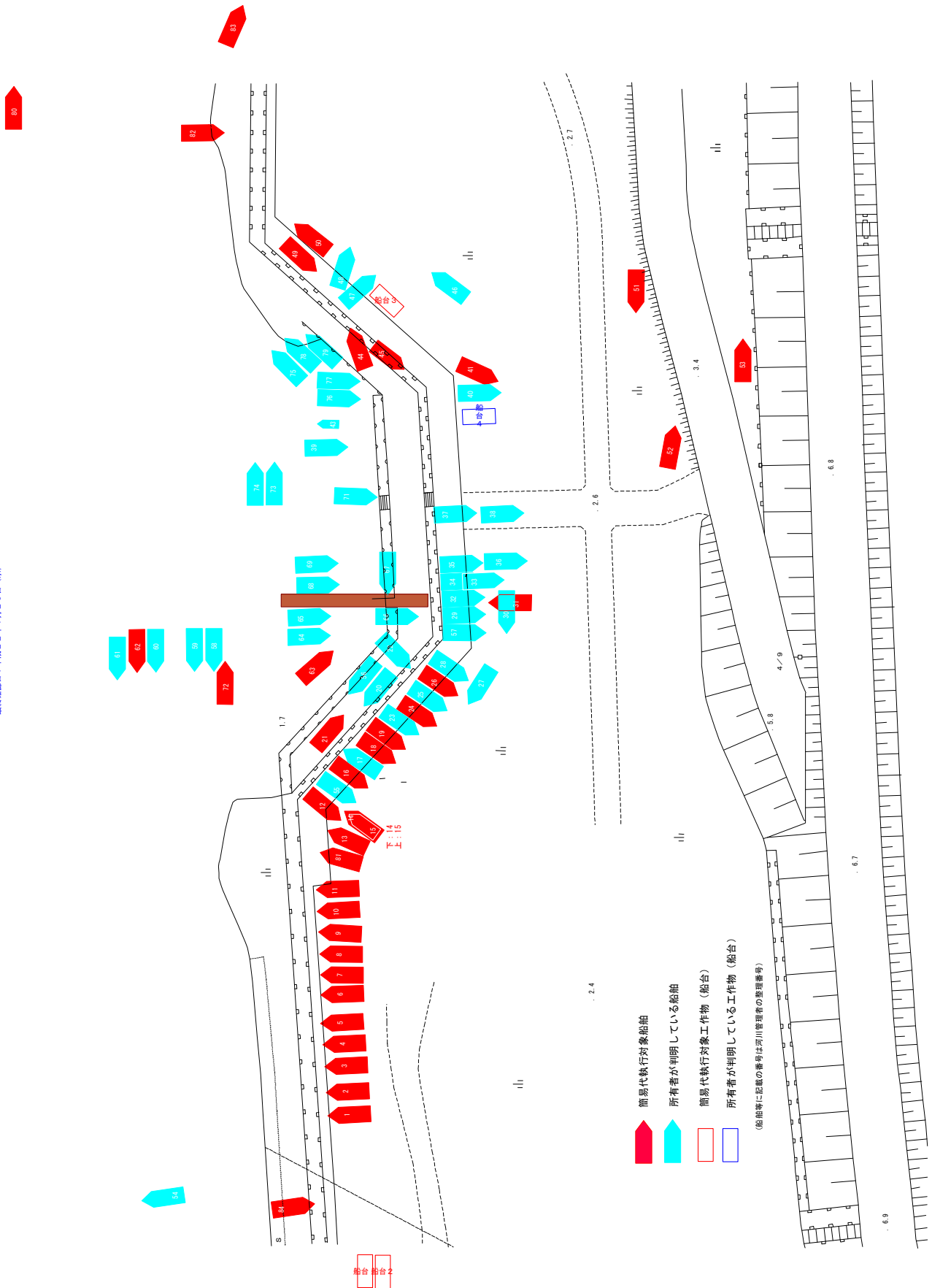
簡易代執行実施場所
(桑名市長島町下坂手地先)

現況図

平面図

下坂手変形護岸 No.4 (長良川左岸9.4k)

最終確認日：平成22年1月20日(水)



現況写真

上空から撮影



堤防から撮影



台風18号による被害(平成21年10月8日)



公 告

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

下記行為は、河川法第24条(及び第26条第1項)の規定に違反しているため、所有者、占有者その他当該物件について権原を有するもの(以下「所有者等」という。)に対し、同法75条第1項の規定に基づき、下記期限までに当該物件を河川区域外へ除却するよう命ずる。

なお、下記期限までに当該物件を河川区域外へ除却しないときは、河川法第75条第3項の規定に基づき、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において除却し、これに要した費用については同法第75条第9項の規定に基づき所有者等の負担とする。

記

- 河川名 一級河川木曾川水系長良川
- 行為の内容 河川区域内における船舶の放置(及び係留施設または船台の設置または放置)
- 対象物件
場所 一級河川長良川左岸 桑名市長島町大字下坂手地先
種類 船舶(船舶番号〇〇〇-〇〇〇〇〇)及び係留施設または船台

対象物件の写真

- 除却期限 平成22年2月24日

- 問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局 木曾川下流河川事務所

占用調整課 (TEL 0594-24-5718) 〒511-0002 三重県桑名市大字福島 465

長島出張所 (TEL 0594-42-0257) 〒511-1112 三重県桑名市長島長大倉 17-52

平成22年1月25日

名古屋市中区三の丸2丁目5番1号
河川管理者
国土交通省中部地方整備局長

＜ 参 考 法 令 ＞

◎ 河 川 法

(河川管理者の監督処分)

第75条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却(第24条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。)、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

- 一. この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物(除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。)若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者
- 二. この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
- 三. 詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可又は承認を受けた者

3 前2項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく、当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、河川管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

4 河川管理者は、前項の規定により工作物を除却し、又は除却させたときは、当該工作物を保管しなければならない。

5 河川管理者は、前項の規定により工作物を保管したときは、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者(以下この条において「所有者等」という。)に対し当該工作物を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

9 第3項から第6項までに規定する工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。

10 第5項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第4項の規定により保管した工作物を返還することができないときは、当該工作物の所有権は、国土交通大臣が保管する工作物にあつては国、都道府県知事が保管する工作物にあつては当該都道府県知事が統括する都道府県に帰属する。

(河川監理員)

第77条 河川管理者は、その職員のうちから河川監理員を命じ、第20条、第23条から第27条まで、第30条、第31条第2項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項若しくは第58条の6第1項の規定若しくは第28条若しくは第29条の規定に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者(第75条第1項若しくは第2項の規定による処分又は第90条第1項の規定による条件に違反している者を含む。)に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を指示する権限を行わせることができる。